

資産運用報告の適正性に関する確認書

2021 年 5 月 26 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号
不動産投資信託証券発行者名	森トラスト・ホテルリート投資法人
	(コード : 3478)
	執行役員
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	
(署 名)	坂 本 周

本投資法人の執行役員である坂本周は、本投資法人の 2020 年 9 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日までの第 10 期営業期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の基本的仕組み

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務等を森トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務並びに投資主名簿等の管理に関する事務、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等に係る一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。また、本投資法人の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、投信法等に規定された様式及び記載表現に従い、資産運用会社にて必要な情報を加味した上で原案が作成されております。原案の作成については、資産運用会社の企画財務部及びホテルリート運用本部運用戦略部が主管となり、同ホテルリート運用本部投資運用部からも担当者を選出し、各部署が共同してその作成にあたっております。

作成された原案は、会計監査人による監査を受けた後、投信法第 131 条第 2 項の規定に基づき、本投資法人役員会の承認を得た上で提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 本投資法人の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人より、投信法第 130 条に規定される監査に係る監査報告書を受領しております。

- (2) 一般事務受託者が作成した会計帳簿及び本投資法人に係る重要な情報等に基づき、投信法等の関係法令に従い、資産運用報告が作成されていることを確認しております。
- (3) 本投資法人の資産運用状況について、資産運用会社より定期的に必要な報告を受けており、報告された事項と資産運用報告に記載されている事項に相違がないことを確認しております。
- (4) 資産運用会社において、情報開示規程を制定する等、適時・適切な情報開示を行うための社内体制が整備され、かつその体制に基づき適時・適切な情報開示が実施されていることを確認しております。

以 上